

2. 広島都市学園大学規則等

1) 広島都市学園大学健康科学部履修規程

(目的)

第1条 この規程は、広島都市学園大学学則第19条第2項に基づき、広島都市学園大学健康科学部において開設する授業科目の履修に関する事項を定める。

(履修登録)

第2条 学生は、所定の期間内にその学期に履修する授業科目を定め、事務局教務課に履修届を提出し、履修登録をしなければならない。

(履修科目の履修登録の上限)

第3条 学生が1年間に履修登録できる単位数は、前期28単位、後期28単位までとする。ただし、実習並びに卒業の所要単位数に算入しない科目を除く。

(試験の実施時期)

第4条 試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、授業担当者が必要があると認めるときは、随時に行うことができる。

(試験の時期等の公示)

第5条 試験を行う授業科目、日時その他必要な事項は、その都度公示するものとする。

(受験資格)

第6条 試験を受験できる学生は、履修登録済みの授業科目について、授業料が納入されており、かつ出席が良好である者とする。

(成績の評価)

第7条 成績は、100点満点とする点数で次表のとおり評価し、60点以上を合格とする。

評語	点数
S	100点以下90点以上
A	90点未満80点以上
B	80点未満70点以上
C	70点未満60点以上
D	60点未満

(再試験)

第8条 不合格となった科目については、再試験を行うことがある。

(追試験)

第9条 病気、その他やむを得ない理由により試験を欠席した場合には、追試験を行うことがある。

(単位の授与)

第10条 第2条の規定による履修登録済みの授業科目について試験に合格した者には、所定の単位を与えるものとする。

(不合格者及び未受験者の再履修)

第11条 試験に合格しなかった者及び試験を受けなかった者が当該授業科目を再履修し

ようとするときは、改めて第2条の規定により受講を申請しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月15日 一部改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、なお従前の規程による。

附 則（平成26年1月24日 一部改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

3) 広島都市学園大学子ども教育学部子ども教育学科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学則第19条第2項に基づき、子ども教育学部子ども教育学科(以下「本学科」という。)において開設する授業科目の履修に関する事項を定める。

(コース制)

第2条 学則第4条第2項に基づき、本学科に、小学校教育コース、初等教育コース、保育・幼児教育コースを設ける。

(教育課程)

第3条 小学校教育コース、初等教育コース及び保育・幼児教育コース(以下「各コース」という。)の教育課程は、別表のとおりとする。

2 学生は、別表に定めるところにより、履修指導に基づき計画的に授業科目を履修しなければならない。

3 学生は、1年次・後期の授業開始にあたり第2条に定めるコースのうちいずれかを選択し、以後は各コースの教育課程に従って履修するものとする。

(取得可能な免許・資格)

第4条 本学科の各コースにおいて、所定単位を修得することによって取得可能な教育職員の免許状及び資格の種類は、次のとおりとする。

コース	取得可能な免許・資格の名称	免許・資格取得のための必要条件
小学校教育コース	小学校教諭一種免許状	教育職員免許法施行規則に規定されている科目・単位を修得し、卒業すること。
初等教育コース	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状	教育職員免許法施行規則に規定されている科目・単位を修得し、卒業すること。
保育・幼児教育コース	幼稚園教諭一種免許状 保育士資格	・幼稚園教諭一種免許状は、教育職員免許法施行規則に規定されている科目・単位を修得し、卒業すること。 ・保育士資格は、児童福祉法施行規則に定める単位を修得し、卒業すること。

(履修登録)

第5条 学生は、所定の期間内にその学期に履修する授業科目を定め、事務局教務課に履修届を提出し、履修登録をしなければならない。

(履修科目の履修登録の上限)

第6条 学生が1年間に履修登録できる単位数は、48単位までとする。

(試験の実施時期)

第7条 試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、授業担当者が必要であると認めるときは、随時に行うことができる。

(試験の時期等の公示)

第8条 試験を行う授業科目、日時その他必要な事項は、その都度公示するものとする。

(受験資格)

第9条 試験を受験できる学生は、履修登録済みの授業科目について、授業料が納入されており、かつ出席が良好である者とする。

(成績の評価)

第10条 成績は、100点満点とする点数で次表のとおり評価し、60点以上を合格とする。

評 語	点 数
S	100点以下90点以上
A	90点未満80点以上
B	80点未満70点以上
C	70点未満60点以上
D	60点未満

(再試験)

第11条 不合格となった科目については、再試験を行うことがある。

(追試験)

第12条 病気、その他やむを得ない理由により試験を欠席した場合には、追試験を行うことがある。

(単位の授与)

第13条 第5条の規定による履修登録済みの授業科目について試験に合格した者には、所定の単位を与えるものとする。

(不合格者及び未受験者の再履修)

第14条 試験に合格しなかった者及び試験を受けなかった者が当該授業科目を再履修しようとするときは、改めて第5条の規定により受講を申請しなければならない。

附則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。